

医療計画について

- 医療計画は、地域の体系的な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用、医療関係施設間の機能連携等の確保を図ることを目的としている。
- 医療計画には、医療圏の設定及び基準病床数に関する事項、地域医療支援病院の整備の目標等に関する事項、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連携等に関する事項等を定めることとされている。
- 都道府県は、医療計画について少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされている。

(1) 医療計画は、多様化、高度化する国民の医療需要に対応して、地域の体系的な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用、医療関係施設相互の機能連携の確保等を目的として、昭和60年12月の医療法改正により制度化（昭和61年8月施行）され、平成3年12月27日までに全都道府県において策定が終了した。

また、平成9年12月の医療法改正により、日常生活圏で必要な医療を確保し、地域医療の体系化を図る観点から、医療圏の設定及び必要病床数に関する事項に加え、地域医療支援病院の整備の目標等に関する事項、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連携等に関する事項等を二次医療圏ごとに定めることとし、医療計画制度の充実を図った。（平成10年4月施行）

平成12年12月の医療法改正では、必要病床数という用語を基準病床数に改め、その他の病床が新たな病床区分である療養病床及び一般病床に移行される期間中のものとして、算定式を改正した。（平成13年3月施行）

[記載内容]

- ・ 医療圏（医療計画の単位となる区域）の設定
- ・ 基準病床数の算定
- ・ 地域医療支援病院の整備の目標、機能を考慮した医療提供施設の整備の目標
- ・ 設備、器械・器具の共同利用等、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連携
- ・ 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保
- ・ へき地医療の確保が必要な場合には、当該医療の確保
- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の確保
- ・ その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

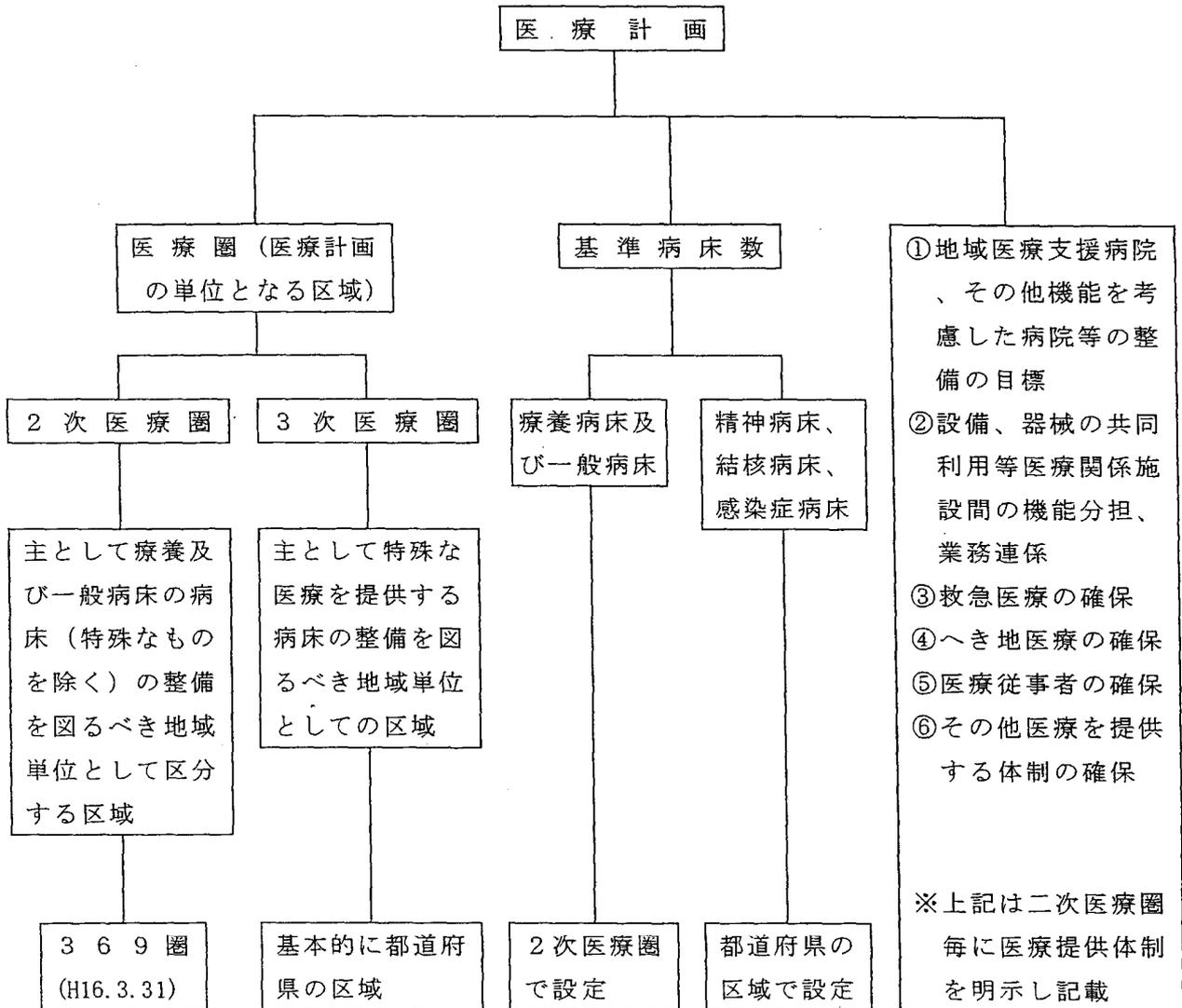
(2) 医療計画は、少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされており、各都道府県において策定された医療計画の見直しが行われている。

○ 医療計画の概要

(1) 医療計画の目的

地域の体系的な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用、医療施設間の機能連携等の確保を図る。

(2) 医療計画の内容



(3) 基準病床数及び既存病床数の状況

(平成15年3月31日現在)

区 分	基準病床数	既存病床数
一般病床	1,197,046床	1,290,978床
精神病床	338,796床	356,166床
結核病床	15,148床	16,524床

医療圏数、基準病床数、既存病床数等の年次推移

(単位：床)

年次	二次医療圏数	一般病床						
		基準病床数	既存病床数	病床過剰医療圏		病床非過剰医療圏		差引
				医療圏数	過剰病床数	医療圏数	過剰病床数	
H1.3.31	345	1,158,230	1,241,844	165	137,035	180	▲ 53,421	83,614
H2.3.31	345	1,158,230	1,254,745	179	141,323	166	▲ 44,808	96,515
H3.3.31	345	1,158,230	1,263,347	194	142,858	151	▲ 37,741	105,117
H4.3.31	341	1,179,142	1,266,402	179	124,548	162	▲ 37,288	87,260
H5.3.31	341	1,183,426	1,262,249	164	118,188	177	▲ 39,365	78,823
H6.3.31	342	1,200,074	1,258,891	149	104,590	193	▲ 45,773	58,817
H7.3.31	344	1,206,320	1,256,754	139	97,631	205	▲ 47,197	50,434
H8.3.31	344	1,206,530	1,252,758	131	92,712	213	▲ 46,484	46,228
H9.3.31	348	1,206,755	1,253,866	140	94,401	208	▲ 47,290	47,111
H10.3.31	355	1,203,181	1,258,479	168	95,931	187	▲ 40,633	55,298
H11.3.31	360	1,211,880	1,281,245	200	103,956	160	▲ 34,591	69,365
H12.3.31	360	1,215,130	1,290,250	214	101,485	146	▲ 26,365	75,120
H13.3.31	363	1,213,851	1,291,712	206	101,268	157	▲ 23,407	77,861
H14.3.31	363	1,210,969	1,292,103	212	103,365	151	▲ 22,231	81,134
H15.3.31	363	1,197,046	1,290,978	217	115,597	146	▲ 21,665	93,932

※ 医政局指導課調べ

医療法人制度について

(1) 概要

医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、資金の集積を容易にし、医療機関の経営に持続性を付与し、私人の医療機関経営の困難を緩和するもの。

○主な要件

- ・利益分配の禁止

医療の非営利性を担保するため、剰余金の配当を禁止。

- ・役員

理事3名以上、監事1名以上を置くこと。

- ・理事長要件

原則医師又は歯科医師。

ただし、都道府県知事が認めた場合はこの限りではない。

- ・ 資産

法人の業務を行うために必要な資産を有すること

- ・ 会計

原則として、病院会計準則により処理し、毎会計年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成。

- ・ 経営情報の開示義務

医療法人の公共性の程度や、医療法人の設立が個人の出資によるものであることに鑑み、債権者のみに対する開示を義務付け。

- ・ 附帯業務の制限

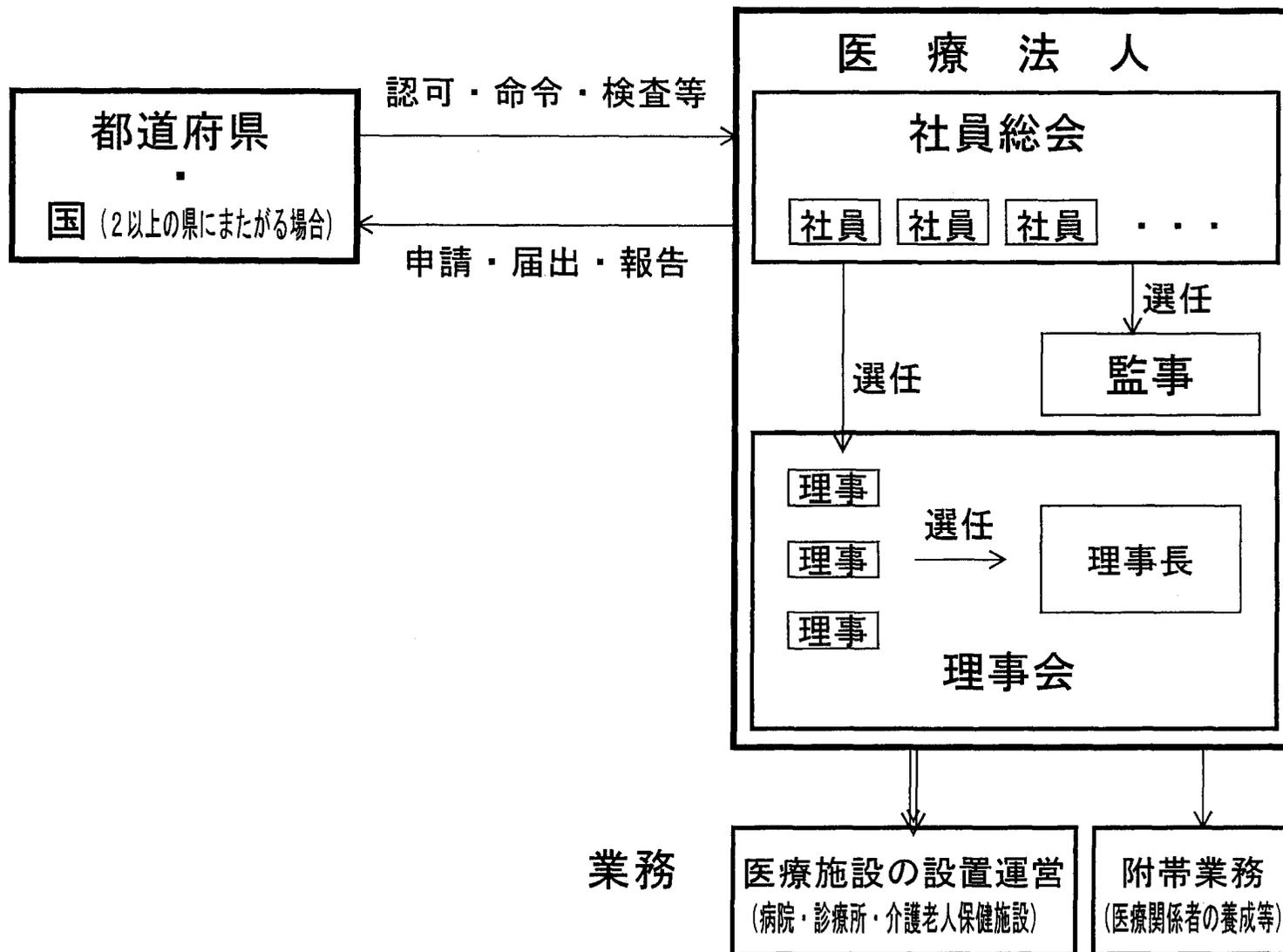
医業の永続性を担保するため、本来事業に支障のない範囲で、介護保険事業など一定の業務に制限。

(医療関係者の養成、研究所の設置、精神障害者復帰施設、疾病予防運動施設、訪問看護ステーション、老人居宅介護等事業、等)

- ・ 収益業務

役員と同族支配の制限及び公的な運営の確保等の要件を満たす特別医療法人については、一定の収益業務を行うことができる。

(2) 医療法人のイメージ図 (社団の場合)



(3) 医療法人の形態について

	医療法人	特定医療法人	特別医療法人
根拠法	医療法	租税特別措置法	医療法
認可・承認	都道府県知事の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事による定款変更の認可
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産要件 病院等を開設する場合 自己資本比率 20%以上 ・ 役員数 理事 3 人 監事 1 人以上 ・ 理事長 原則医師又は歯科医師 	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団又は持分の定めのない社団 ・ 自由診療の制限 ・ 同族役員の制限 ・ 差額ベッドの制限 (30%以下) ・ 給与の制限 (年間 3,600 万円以下) 等を満たすもの	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団又は持分の定めがない社団 ・ 自由診療の制限 ・ 同族役員の制限 ・ 給与の制限 (年間 3,600 万円以下) 等を満たすもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税率 30% ・ 収益事業は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税率 22% ・ 収益事業は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税率 30% ・ 一定の収益事業が可能

1. 少子高齢化の進行と疾病構造の変化

(1) 少子高齢化の進行

図表1 年齢別人口の現状と将来推計人口

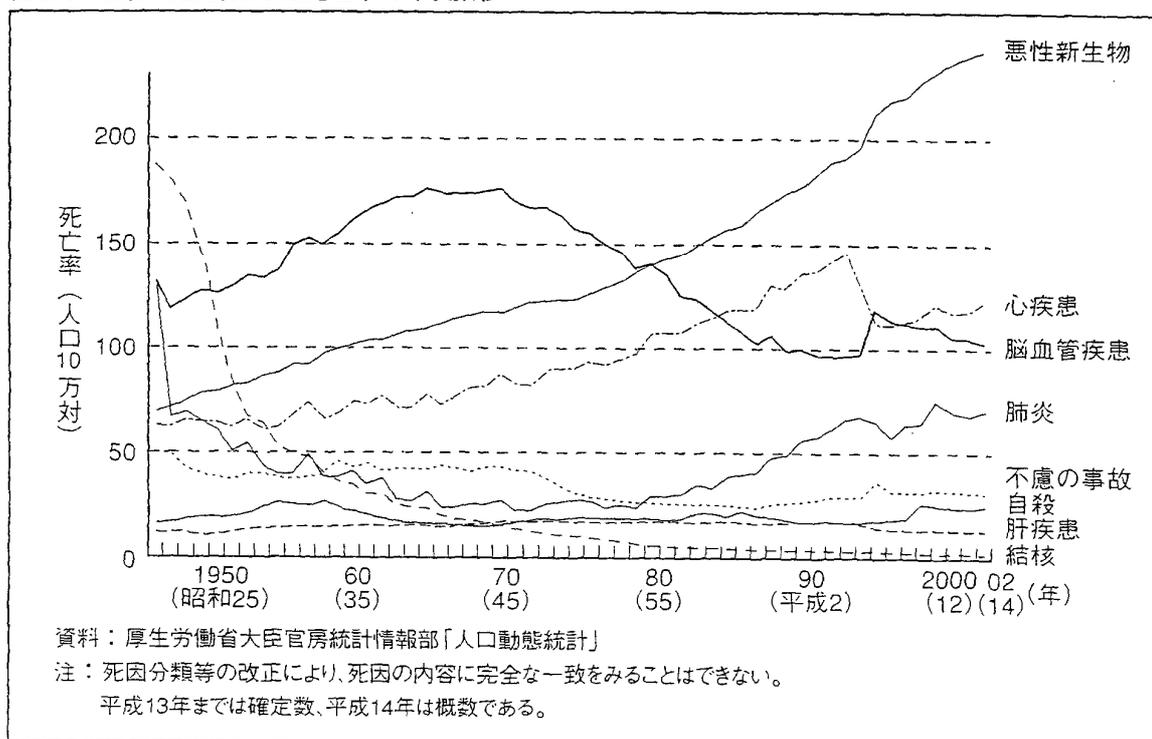
平成14～62年(2002～2050)

	人口(千人)		年齢3区分割合(%)		
	総数	うち65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成14年('02)	127,435	23,628	14.2	67.3	18.5
22('10)	127,473	28,735	13.4	64.1	22.5
32('20)	124,107	34,559	12.2	60.0	27.8
42('30)	117,580	34,770	11.3	59.2	29.6
52('40)	109,338	36,332	11.0	55.8	33.2
62('50)	100,593	35,863	10.8	53.6	35.7

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」、総務省統計局「平成14年10月1日現在推計人口」

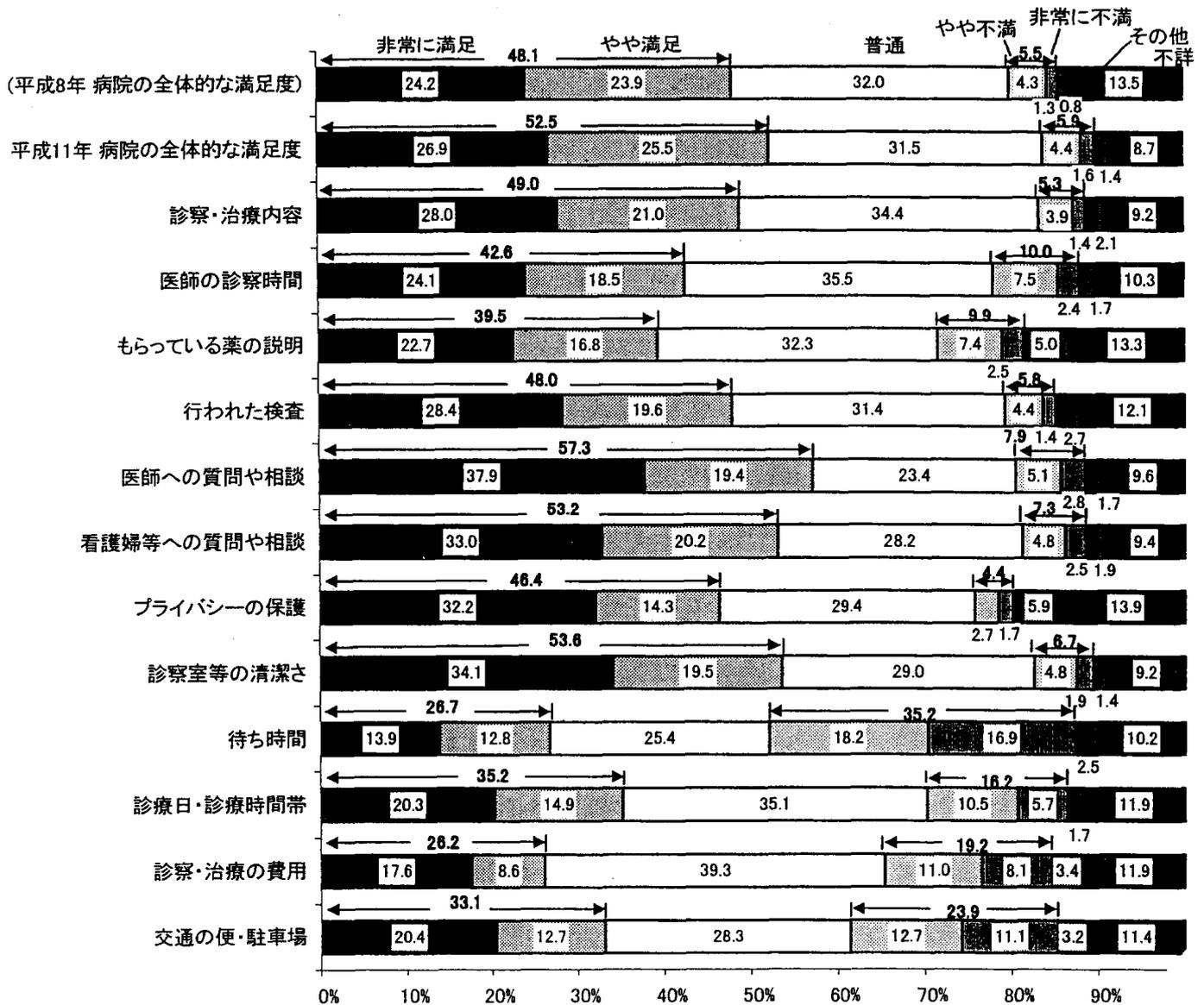
(2) 疾病構造の変化

図表2 主要死因別にみた死亡率の年次推移



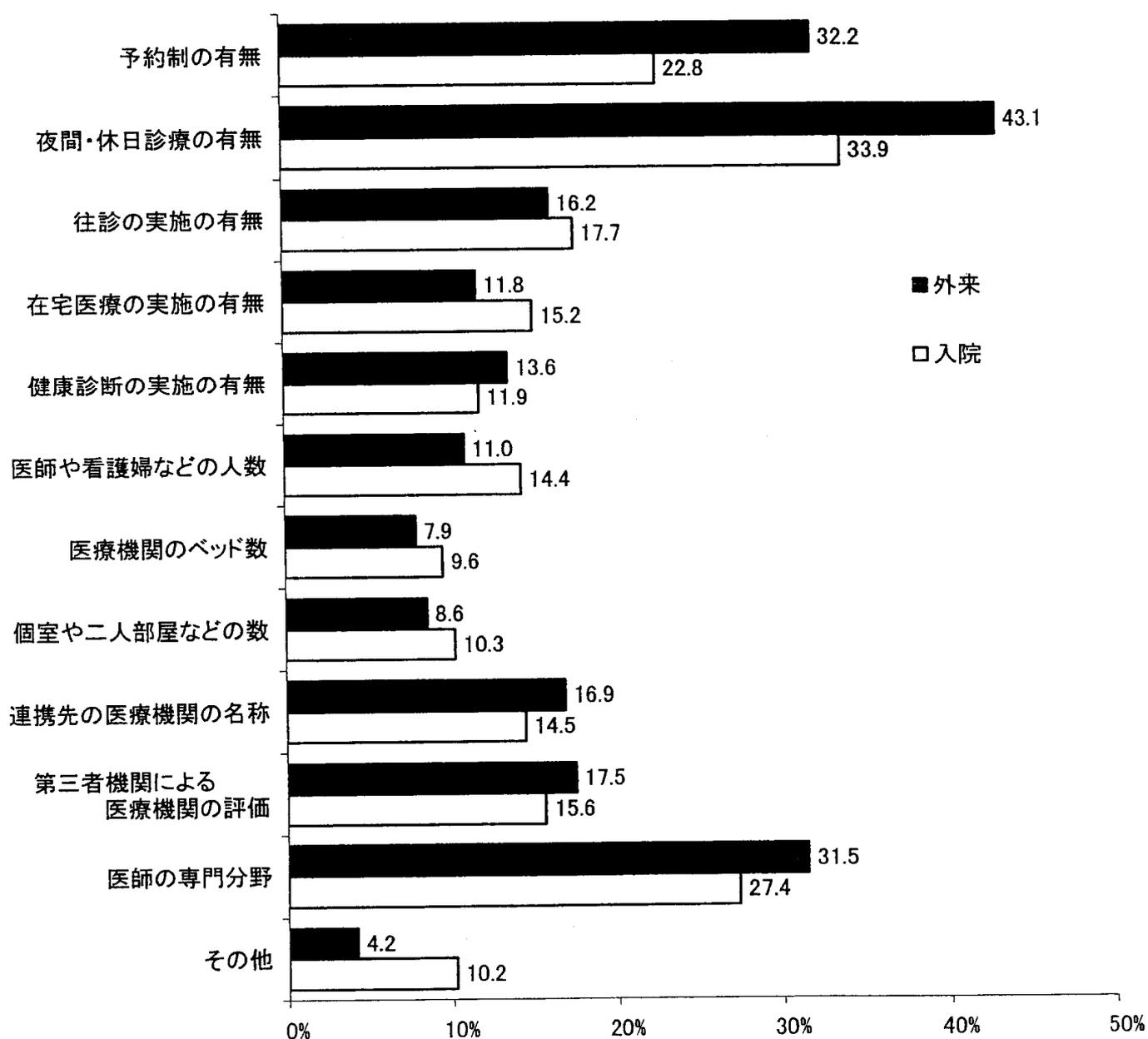
2. 患者・国民の意識の変化

(1) 病院の外来患者の項目別満足度



資料 : 厚生労働省 「平成11年受療行動調査」

(2) 外来・入院別にみた欲しいと思う医療機関の情報（複数回答）



資料 : 厚生労働省 「平成11年受療行動調査」